

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化スポーツ部文教課幼稚園・専修学校担当
内線番号	4518

No.	項目	内容
①	処分名	私立各種学校の設置廃止、設置者の変更等の認可
②	法令名	学校教育法
③	法令番号	昭和22年法律第26号
④	根拠条項	第134条第2項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第134条 2 第4条第1項前段、第5条から第7条まで、第9条から第11条まで、第13条第1項、第14条及び第42条から第44条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第4条第1項前段中「次の各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「当該各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第10条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第13条第1項中「第4条第1項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第2号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第14条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。(省略)</p>
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・各種学校規程 (昭和31年12月5日文部省令第31号) ・京都府私立各種学校の設置等認可に関する審査基準 (平成18年4月1日)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	京都府私立学校審議会
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)4か月以内
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	文教課 幼稚園・専修学校担当(075-414-4518)
⑬	備考	